

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則及び奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第五十二号

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則及び奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

(奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

**第一条** 奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年七月奈良県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

(奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部改正)

**第二条** 奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則(昭和四十八年十二月奈良県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。